静岡市産業廃棄物処理業等許可に関する審査基準新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改正前 | 改正後 |
| 静岡市産業廃棄物処理業等許可に関する審査基準１　趣旨　　この基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づく産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可並びに産業廃棄物処理施設設置許可等について、必要な基準を定めるものとする。２　用語の定義（１）政令　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいう。（２）省令　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）をいう。（３）使用人　政令第６条の10に規定する使用人をいう。（４）ポリ塩化ビフェニル廃棄物　政令第２条の４第５号イ、ロ又はハに規定する廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物をいう。（５）産業廃棄物処理施設　法第15条第１項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。３　審査基準（１）申請者の能力に係る基準　　ア　次に掲げる要件を満たすときは、省令第10条第２号イで規定する産業廃棄物の収集・運搬又は省令第10条の13第２号イで規定する特別管理産業廃棄物の収集・運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すると認める。　　（ア）産業廃棄物収集運搬業許可の場合　　　　　公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程」を修了していること。　　（イ）特別管理産業廃棄物収集運搬業許可の場合　　　　　公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の「特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程」を修了していること。　　（ウ）（ア）又は（イ）の修了者について　　　　　上記（ア）又は（イ）の修了者については、申請者（法人の場合は、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。ただし監査役は除く。））、使用人又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者とする。　　（エ）（ア）又は（イ）において、許可申請の区分に応じ、修了すべき講習の種類と修了時期は別紙１のとおりとする。　　イ　次に掲げる要件を満たすときは、省令第10条の５第１号ロ（１）、同条第２号ロ（１）で規定する産業廃棄物の処分（埋立処分又は海洋投棄処分を含む。）又は省令第10条の17第１号ロ（１）又は同条第２号ロ（１）で規定する特別管理産業廃棄物の処分（埋立処分を含む。）を的確に行うに足りる知識及び技能を有すると認める。　　（ア）産業廃棄物処分業許可の場合　　　　　公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分課程」を修了していること。　　（イ）特別管理産業廃棄物処分業許可の場合　　　　　公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の「特別管理産業廃棄物の処分課程」を修了していること。　　（ウ）（ア）又は（イ）の修了者について　　　　　上記（ア）又は（イ）の修了者については、申請者（法人の場合は、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。ただし監査役は除く。））、使用人又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者とする。　　（エ）（ア）又は（イ）において、許可申請の区分に応じ、修了すべき講習の種類と修了時期は別紙２のとおりとする。　　ウ　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集又は運搬業務に直接従事する者（安全管理責任者、運行管理者、運転手、作業員を含む。）が、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「ＰＣＢ廃棄物の収集運搬業作業従事者講習」を修了しているときは、省令第10条の13第２号ロで規定する事項について十分な知識及び技能を有すると認める。　　エ　省令第10条の17第１号ロ（２）又は同条第２号ロ（２）で規定する感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物の処分（埋立処分を含む。）に当たり必要な性状の分析を行う者が、別紙３に掲げる要件を満たすときは、特別管理産業廃棄物について十分な知識及び技能を有すると認める。　　オ　次に掲げる要件を満たすときは、省令第12条の２の３第１号又は法第15条の４において読み替えて準用する省令第４条の２の２第１号で規定する産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に行うに足りる知識及び技能を有すると認める。（ア）省令第17条第１項で規定されている資格を有する者であること。　　　　　なお、一般財団法人日本環境衛生センターが実施する「廃棄物処理施設技術管理者認定講習会」の当該廃棄物処理施設及び事業場の類型に対応したコース課程を修了しているときは、省令第17条第１項第４号で規定されている者と認めるものとする。（イ）（ア）の修了者について　　　　　上記（ア）の修了者については、申請者（法人の場合は、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。ただし監査役は除く。））、使用人又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者とする。　　カ　公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」を修了しているときは、省令第８条の17第２号リで規定する同条第２号イからチまでに掲げる者と同等以上の知識を有する者と認める。（２）適正な配慮がなされるべき周辺の施設　　ア　省令第12条の２の２の規定による周辺の施設は、次に掲げる施設とし、産業廃棄物処理施設の設置等に当たっては、その敷地境界から当該施設の区分に応じ次に定める距離を確保するものとする。　　（ア）学校、図書館等の教育・文化施設又は病院、老人ホーム等の医療・福祉施設　　　　　おおむね100ｍ以上　　（イ）住宅、店舗等　おおむね50ｍ以上（最終処分場の場合に限る。）（３）その他の基準　　ア　法第７条第５項第４号ニで規定する「法人に対し、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」には、発行済株式総数の100分の５以上の株式を有する株主又は出資額の100分の５以上の額に相当する出資をしている者を含むものとする。　　　附　則　この基準は、平成25年４月１日から施行する。附　則　この基準は、平成28年６月１日から施行する。附　則　この基準は、平成31年４月１日から施行する。別紙１修了すべき講習の種類と修了時期（収集運搬）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 講習の種類 | 講習の修了時期 |
| 産業廃棄物 | 新規許可 | 産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）の収集・運搬課程 | 申請受付日から起算して５年前の日以降 |
| 特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）の収集・運搬課程 | 申請受付日から起算して５年前の日以降 |
| 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新）の収集・運搬課程【注１】 | 申請受付日から起算して２年前の日以降 |
| 更新許可 | 産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規)の収集・運搬課程 | 許可期限日から起算して５年前の日以降 |
| 特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規)の収集・運搬課程 | 許可期限日から起算して５年前の日以降 |
| 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新）の収集・運搬課程 | 許可期限日から起算して２年前の日以降 |
| 変更許可 | 直近の新規許可又は更新許可時に有効として取り扱った講習会の修了証の写しは、当該修了者が引き続いて在籍する場合には、受講時期を問わず有効とする。 |
| 特別管理産業廃棄物 | 新規許可 | 特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）の収集・運搬課程 | 申請受付日から起算して５年前の日以降 |
| 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新）の収集・運搬課程【注２】 | 申請受付日から起算して２年前の日以降 |
| 更新許可 | 特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）の収集・運搬課程 | 許可期限日から起算して５年前の日以降 |
| 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新）の収集・運搬課程 | 許可期限日から起算して２年前の日以降 |
| 変更許可 | 直近の新規許可又は更新許可時に有効として取り扱った講習会の修了証の写しは、当該修了者が引き続いて在籍する場合には、受講時期を問わず有効とする。 |

【注１】次のいずれかに該当するときに限る。・他の自治体において、既に産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けているとき。・既に産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている個人事業者が法人化する場合であって、講習の修了者が同一であるとき。【注２】次のいずれかに該当するときに限る。・他の自治体において、既に特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けているとき。・既に特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている個人事業者が法人化する場合であって、講習の修了者が同一であるとき。別紙２修了すべき講習の種類と修了時期（処分）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 講習の種類 | 講習の修了時期 |
| 産業廃棄物 | 新規許可 | 産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）の処分課程 | 申請受付日から起算して５年前の日以降 |
| 特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）の処分課程 | 申請受付日から起算して５年前の日以降 |
| 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新）の処分課程【注１】 | 申請受付日から起算して２年前の日以降 |
| 更新許可 | 産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規)の処分課程 | 許可期限日日から起算して５年前の日以降 |
| 特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規)の処分課程 | 許可期限日から起算して５年前の日以降 |
| 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新）の処分課程 | 許可期限日から起算して２年前の日以降 |
| 変更許可 | 直近の新規許可又は更新許可時に有効として取り扱った講習会の修了証の写しは、当該修了者が引き続いて在籍する場合には、受講時期を問わず有効とする。 |
| 特別管理産業廃棄物 | 新規許可 | 特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）の処分課程 | 申請受付日から起算して５年前の日以降 |
| 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新）の処分課程【注２】 | 申請受付日から起算して２年前の日以降 |
| 更新許可 | 特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）の処分課程 | 許可期限日から起算して５年前の日以降 |
| 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新）の処分課程 | 許可期限日から起算して２年前の日以降 |
| 変更許可 | 直近の新規許可又は更新許可時に有効として取り扱った講習会の修了証の写しは、当該修了者が引き続いて在籍する場合には、受講時期を問わず有効とする。 |

【注１】次いずれかに該当するときに限る。・他の自治体において、既に産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けているとき。・既に産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けている個人事業者が法人化する場合であって、講習の修了者が同一であるとき。【注２】次のいずれかに該当するときに限る。・他の自治体において、既に特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けているとき。・既に特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けている個人事業者が法人化する場合であって、講習の修了者が同一であるとき。別紙３性状の分析を行う者の資格

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 学　　　　　歴 | 実　務　経　験 |
| ① | 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く｡)、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において、理学、医学、歯学、薬学、工学、農学若しくは獣医学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者 | 6箇月以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事経験のある者 |
| ② | 衛生検査技師又は臨床検査技師 |
| ③ | 学校教育法に基づく短期大学　又は高等専門学校において、理学、薬学、工学、農学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者 | １年以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事経験のある者 |
| ④ | ①、②又は③に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者 |

注１) 環境計量士、水質関係第一種及び第二種公害防止管理者は、④の該当者とみなす。 注２) 有害物質以外の項目を分析する場合は、学校教育法に基づく高等学校、短期大学、高等専門学校又は大学を卒業し、１年以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事経験のある者は④の該当者とみなす。 注３) 性状の分析を行う者は申請者の常駐する雇用人であることを原則とするが、申請者が日常的に必要な分析を支障なくかつ遅滞なく行うことができるならば、関連会社等の当該施設に常駐する雇用人でも差し支えない。 | 静岡市産業廃棄物処理業等許可に関する審査基準１　趣旨　　この基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づく産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可並びに産業廃棄物処理施設設置許可等について、必要な基準を定めるものとする。２　用語の定義（１）政令　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいう。（２）省令　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）をいう。（３）使用人　政令第６条の10に規定する使用人をいう。（４）ポリ塩化ビフェニル廃棄物　政令第２条の４第５号イ、ロ又はハに規定する廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物をいう。（５）産業廃棄物処理施設　法第15条第１項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。３　審査基準（１）申請者の能力に係る基準　　ア　次に掲げる要件を満たすときは、省令第10条第２号イで規定する産業廃棄物の収集・運搬又は省令第10条の13第２号イで規定する特別管理産業廃棄物の収集・運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すると認める。　　（ア）産業廃棄物収集運搬業許可の場合　　　　　公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程」を修了していること。　　（イ）特別管理産業廃棄物収集運搬業許可の場合　　　　　公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の「特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程」を修了していること。　　（ウ）（ア）又は（イ）の修了者について　　　　　上記（ア）又は（イ）の修了者については、申請者（法人の場合は、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。ただし監査役は除く。））、使用人又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者とする。　　（エ）（ア）又は（イ）において、許可申請の区分に応じ、修了すべき講習の種類と修了時期は別紙１のとおりとする。　　イ　次に掲げる要件を満たすときは、省令第10条の５第１号ロ（１）、同条第２号ロ（１）で規定する産業廃棄物の処分（埋立処分又は海洋投棄処分を含む。）又は省令第10条の17第１号ロ（１）又は同条第２号ロ（１）で規定する特別管理産業廃棄物の処分（埋立処分を含む。）を的確に行うに足りる知識及び技能を有すると認める。　　（ア）産業廃棄物処分業許可の場合　　　　　公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分課程」を修了していること。　　（イ）特別管理産業廃棄物処分業許可の場合　　　　　公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の「特別管理産業廃棄物の処分課程」を修了していること。　　（ウ）（ア）又は（イ）の修了者について　　　　　上記（ア）又は（イ）の修了者については、申請者（法人の場合は、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。ただし監査役は除く。））、使用人又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者とする。　　（エ）（ア）又は（イ）において、許可申請の区分に応じ、修了すべき講習の種類と修了時期は別紙２のとおりとする。　　ウ　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集又は運搬業務に直接従事する者（安全管理責任者、運行管理者、運転手、作業員を含む。）が、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「ＰＣＢ廃棄物の収集運搬業作業従事者講習」を修了しているときは、省令第10条の13第２号ロで規定する事項について十分な知識及び技能を有すると認める。　　エ　省令第10条の17第１号ロ（２）又は同条第２号ロ（２）で規定する感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物の処分（埋立処分を含む。）に当たり必要な性状の分析を行う者が、別紙３に掲げる要件を満たすときは、特別管理産業廃棄物について十分な知識及び技能を有すると認める。　　オ　次に掲げる要件を満たすときは、省令第12条の２の３第１号又は法第15条の４において読み替えて準用する省令第４条の２の２第１号で規定する産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に行うに足りる知識及び技能を有すると認める。（ア）省令第17条第１項で規定されている資格を有する者であること。　　　　　なお、一般財団法人日本環境衛生センターが実施する「廃棄物処理施設技術管理者認定講習会」の当該廃棄物処理施設及び事業場の類型に対応したコース課程を修了しているときは、省令第17条第１項第４号で規定されている者と認めるものとする。（イ）（ア）の修了者について　　　　　上記（ア）の修了者については、申請者（法人の場合は、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。ただし監査役は除く。））、使用人又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者とする。　　カ　公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」を修了しているときは、省令第８条の17第２号リで規定する同条第２号イからチまでに掲げる者と同等以上の知識を有する者と認める。（２）適正な配慮がなされるべき周辺の施設　　ア　省令第12条の２の２の規定による周辺の施設は、次に掲げる施設とし、産業廃棄物処理施設の設置等に当たっては、その敷地境界から当該施設の区分に応じ次に定める距離を確保するものとする。　　（ア）学校、図書館等の教育・文化施設又は病院、老人ホーム等の医療・福祉施設　　　　　おおむね100ｍ以上　　（イ）住宅、店舗等　おおむね50ｍ以上（最終処分場の場合に限る。）（３）その他の基準　　ア　法第７条第５項第４号ホで規定する「法人に対し、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」には、発行済株式総数の100分の５以上の株式を有する株主又は出資額の100分の５以上の額に相当する出資をしている者を含むものとする。　　　附　則　この基準は、平成25年４月１日から施行する。附　則　この基準は、平成28年６月１日から施行する。附　則　この基準は、平成31年４月１日から施行する。　　　附　則　この基準は、令和２年４月１日から施行する。別紙１修了すべき講習の種類と修了時期（収集運搬）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 講習の種類 | 講習の修了時期 |
| 産業廃棄物 | 新規許可 | 産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）の収集・運搬課程 | 申請受付日から起算して５年前の日以降 |
| 特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）の収集・運搬課程 | 申請受付日から起算して５年前の日以降 |
| 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新）の収集・運搬課程【注１】 | 申請受付日から起算して２年前の日以降 |
| 更新許可 | 産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規)の収集・運搬課程 | 許可期限日から起算して５年前の日以降 |
| 特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規)の収集・運搬課程 | 許可期限日から起算して５年前の日以降 |
| 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新）の収集・運搬課程 | 許可期限日から起算して２年前の日以降 |
| 変更許可 | 直近の新規許可又は更新許可時に有効として取り扱った講習会の修了証の写しは、当該修了者が引き続いて在籍する場合には、受講時期を問わず有効とする。 |
| 特別管理産業廃棄物 | 新規許可 | 特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）の収集・運搬課程 | 申請受付日から起算して５年前の日以降 |
| 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新）の収集・運搬課程【注２】 | 申請受付日から起算して２年前の日以降 |
| 更新許可 | 特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）の収集・運搬課程 | 許可期限日から起算して５年前の日以降 |
| 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新）の収集・運搬課程 | 許可期限日から起算して２年前の日以降 |
| 変更許可 | 直近の新規許可又は更新許可時に有効として取り扱った講習会の修了証の写しは、当該修了者が引き続いて在籍する場合には、受講時期を問わず有効とする。 |

【注１】次のいずれかに該当するときに限る。・他の自治体において、既に産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けているとき。・既に産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている個人事業者が法人化する場合であって、講習の修了者が同一であるとき。【注２】次のいずれかに該当するときに限る。・他の自治体において、既に特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けているとき。・既に特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている個人事業者が法人化する場合であって、講習の修了者が同一であるとき。別紙２修了すべき講習の種類と修了時期（処分）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 講習の種類 | 講習の修了時期 |
| 産業廃棄物 | 新規許可 | 産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）の処分課程 | 申請受付日から起算して５年前の日以降 |
| 特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）の処分課程 | 申請受付日から起算して５年前の日以降 |
| 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新）の処分課程【注１】 | 申請受付日から起算して２年前の日以降 |
| 更新許可 | 産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規)の処分課程 | 許可期限日日から起算して５年前の日以降 |
| 特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規)の処分課程 | 許可期限日から起算して５年前の日以降 |
| 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新）の処分課程 | 許可期限日から起算して２年前の日以降 |
| 変更許可 | 直近の新規許可又は更新許可時に有効として取り扱った講習会の修了証の写しは、当該修了者が引き続いて在籍する場合には、受講時期を問わず有効とする。 |
| 特別管理産業廃棄物 | 新規許可 | 特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）の処分課程 | 申請受付日から起算して５年前の日以降 |
| 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新）の処分課程【注２】 | 申請受付日から起算して２年前の日以降 |
| 更新許可 | 特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）の処分課程 | 許可期限日から起算して５年前の日以降 |
| 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新）の処分課程 | 許可期限日から起算して２年前の日以降 |
| 変更許可 | 直近の新規許可又は更新許可時に有効として取り扱った講習会の修了証の写しは、当該修了者が引き続いて在籍する場合には、受講時期を問わず有効とする。 |

【注１】次いずれかに該当するときに限る。・他の自治体において、既に産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けているとき。・既に産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けている個人事業者が法人化する場合であって、講習の修了者が同一であるとき。【注２】次のいずれかに該当するときに限る。・他の自治体において、既に特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けているとき。・既に特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けている個人事業者が法人化する場合であって、講習の修了者が同一であるとき。別紙３性状の分析を行う者の資格

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 学　　　　　歴 | 実　務　経　験 |
| ① | 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く｡)、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において、理学、医学、歯学、薬学、工学、農学若しくは獣医学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者 | 6箇月以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事経験のある者 |
| ② | 衛生検査技師又は臨床検査技師 |
| ③ | 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、理学、薬学、工学、農学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者 | １年以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事経験のある者 |
| ④ | ①、②又は③に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者 |

注１) 環境計量士、水質関係第一種及び第二種公害防止管理者は、④の該当者とみなす。 注２) 有害物質以外の項目を分析する場合は、学校教育法に基づく高等学校、短期大学、高等専門学校又は大学を卒業し、１年以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事経験のある者は④の該当者とみなす。 注３) 性状の分析を行う者は申請者の常駐する雇用人であることを原則とするが、申請者が日常的に必要な分析を支障なくかつ遅滞なく行うことができるならば、関連会社等の当該施設に常駐する雇用人でも差し支えない。 |